一般社団法人ワールドスケートジャパン　競技者登録規程

第　１　章　　総　　則

第１条　　この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款、第１４章　第６２条により、登録競技者規程を定める。

第　２　章　　競技者登録

第２条　　この規程は、本連盟に登録しようとする者で、加盟団体の統轄地区に居住又は勤務或いは学籍を有する者でなければならない。

第　３　章　　登録手続

第３条　　登録は毎年更新するものとし、４月１日までに必要事項を記入して申し込まなければならない。但し、事情によってはこの期間以外でも受け付けることができる。この場合、登録期間の変更はない。

第４条　　登録様式は別に定める登録用紙に自ら氏名、生年月日、性別、住所、勤務先及び役職名、又は学籍等を記入し提出しなければならない。

第５条　　登録はスピード、アーティスティック、リンクホッケー、インラインホッケー、ローラーフリースタイル（スクーター）、ローラーアルペン・ダウンヒル、ローラーダービー、スケートボード、インラインフリースタイルの各部門別に手続きしなければならない。

第　４　章　　登録料

第６条　　競技者登録料は１人につき５,０００円とする。

（１）一時登録　加盟団体のない地区からの公式競技会に出場を希望する者は、登録用紙提出と共に、１回１人につき３．０００円を本連盟に納入しなければならない。

（２）既納の登録料は、いかなる事由があっても返還はしない。

第　５　章　　登録変更及び移籍

第７条　　加盟団体を変更した場合と、競技者が住所又は勤務先を変更した場合は、本連盟に直ちにその旨文書をもって申し出なければならない。

第８条　　加盟団体に於いて所属クラブを変更した場合、その競技者は当該クラブに対し文書をもって申し出なければならない。それにより、そのクラブの承認を得たる場合、移籍は認められる。但し、登録は新規登録と同じとする。

第９条　　登録競技者の年度内の移籍は当該クラブの承認を経て１回だけ移籍することができる。

第１０条　　登録競技者は一般社団法人ワールドスケートジャパン倫理規程に抵触した時はその登録資格を失う。

第　６　章　　本規程の変更

第１１条　　本規程は、理事会に諮り、社員総会の議決により変更することができる。

付　則

１．この規程は昭和２８年９月１０日より施行する。
１．この規程は昭和３９年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和３９年１１月７日之を改正実施する。
１．この規程は昭和４９年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和５０年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和５２年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和５６年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和６３年６月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成４年４月５日之を改正実施する。
１．この規程は平成８年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成１３年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成１５年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成１８年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成２３年５月１４日之を改正実施する。
１．この規程は平成２４年５月１２日之を改正実施する。
１．この規程は平成２７年５月１４日之を改正実施する。
１．この規程は平成３０年５月１２日之を改正実施する。
１．この規程は令和元年９月１日之を改正実施する。